

世界大都市弁護士会会議（WCBL）に参加して

国際委員会副委員長 富松 宏之（64期）

1 WCBLについて

WCBL（Conference of World City Bar Leaders；世界大都市弁護士会会議）は、大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有することを目的として創設され、2000年にニューヨーク・ロンドン・パリ・東京の4弁護士会が発起人となってニューヨークで開催されて以降、18ヶ月毎に開催されてきたものである。2017年に今後は12ヶ月毎に開催することが決議され、2018年はシカゴで9月26日から29日にかけて開催された。WCBLは、二十数名規模の少人数で親密な関係を各会会長等の幹部が直接構築することができるという特色がある。

2018年のWCBLには、ホストのシカゴ弁護士会のほか、ニューヨーク、ロンドン、パリ、アムステルダム、ブリュッセル、バルセロナ、フランクフルト、ワルシャワ、モントリオール、北京、上海、東京の13の弁護士会が参加した。

2 プログラムの構成と内容

(1) プログラムの構成

WCBLのセッションは、2つに大別される。一つは、各

国弁護士会の最新の状況を紹介するプレゼンテーションであり、もう一つは、会議の都度ホスト国によって設定されるテーマ（以下「個別テーマ」という）に関するプレゼンテーションである。

当会を紹介するプレゼンテーションは、前会長の渕上玲子会員が前年に引き続きこれを行い、当会の最新の状況を説明するとともに、初の女性会長を務め、男女共同参画推進本部の長として引き続き両性の平等を推進する役割を果たしていること、当会としても女性を重用し、本年度は6名の副会長のうち2名が女性会員であること等を紹介した。

(2) プログラムの内容

今回、シカゴ弁護士会が設定した個別テーマは、①司法の独立の保護、②AIの概論と法律家に及ぼす影響、③司法への国際的アクセス、及び④国際的な紛争の解決の4つであった。

当委員会としては、AIについて、樋口一磨副委員長及び伊藤理委員が、日本におけるAIに関するガイドライン等



委員登壇



セッション会場

の制定状況、当会のリーガルサービスジョイントセンター・人工知能（AI）部会が積極的に活動していること等についてプレゼンテーションを行った。なお、プレゼンテーションの準備に際しては、後藤大AI部会長にご協力いただいた。このほか、バルセロナ弁護士会が、社会や法律事務所に対するAIの影響に関する分析を報告し、また、シカゴ弁護士会より招聘されたIBMのリーガルカウンセラーからは、同社のAIシステムWatsonの例を引きながら、AIの法律領域における利用の幅と限界について解説がなされた。

また、司法の独立の保護については、シカゴ弁護士会より、WCBLにとって司法の独立を維持し、これを保護することは、最も重要な課題であるという点が強調された後、ワルシャワ弁護士会から、前回に引き続き、大統領（行政）による司法への介入についての懸念が伝えられた。国際的な紛争解決としては、北京市律師協会から、海外資本による投資を促進するため、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の規定が2017年末に改正されたこと等が紹介された。このほか、今回のWCBLでは、シカゴの州最高裁判所の判事を含む判事等が招聘され、弁護士間の議論に判事としての視点を付加した。

3 その他のイベント

ホスト国であるシカゴ弁護士会には、当委員会によるシカゴ弁護士会及び同会会長に対する表敬訪問の際に、同弁護士会の理事者等の執務スペースについて見学させていた



シカゴ弁護士会訪問時

だいた。また、昼食の時間には、ランチを兼ねて、シカゴ弁護士会の理事者会に参加させてもらったほか、同弁護士会及び同会基金による、公益活動等に取り組む法曹を表彰する式典にも参加を許された。

いずれのイベントも、同弁護士会の会員に広く呼びかけて行われる大規模なものであり、WCBLのメンバーを重視し、かつ、短期間のシカゴ滞在において、できる限り多くの有意義な情報提供を行おうとする姿勢が強く感じられた。

4 次回以降の開催に関する協議

WCBLの最終日には、今回のWCBLにおいてはポーランドのワルシャワ弁護士会がホストとなることが確認された。また、次々回については、中国の上海市律師協会がホストとなるべく立候補し、全会一致で承認された。

加えて、2000年に4弁護士会が発起人となってWCBLが開催されて以来、現在では10を超える国と地域の弁護士会が参加することもあり、効率的な情報共有と議論の充実の観点から、WCBLにおける従前の協議内容や発表資料のアーカイブをWebページの形で作成し、これをメンバー間で共有することが提案され、全会一致で承認された。

5 総括

大都市弁護士会の抱える問題を共有し、議論を重ねることで、当会が現在は抱えていないものの今後直面しうる問題について予備知識を得ることができ、これに備えることが一定程度可能となる。また、AIに関するテーマのように、弁護士及び弁護士会が将来的に必ず直面するであろう問題について、予め討議することもできる。

私個人としても、このような貴重な機会を最大限生かすべく、日頃から広くアンテナを張って情報収集を行い、問題意識をもって業務に取り組むことで、当該回の個別テーマはもちろん、そうではないトピックについても、議論を交わし、他会の知恵を得られるように努めたい。